

(R008) NPO ITC 茨城の組織運営に関する細則 (初版)

1. 目的

本細則は、ITC 茨城の定款に基づき、(NPO) ITC 茨城(以下、組織)の運営において、適正な運営を行うために定めるものである。

2. 入会及び退会の方法

(1) 入会

- ① 入会希望者は、理事長へ下記の情報をもって入会申請を文書(メール可)で行う。

<氏名・ITC 情報>

- 氏名 =
- 申込み日 =
- ITC 資格 = ITC
- ITC 認定番号 =
- ケース研修コース = I T C - M E T R O

<個人連絡先>

- 郵便番号 =
- 住所 =
- 電話番号 =
- 携帯電話 =
- E-mail =

<所属先(あるいは前所属組織)>

- 社名 =
- URL 等 =
- 所属 =
- 役職 =
- 郵便番号 =
- 住所 =
- 電話番号 =

- ② 理事長は、理事メンバーへ入会希望者の情報を提示し、理事メンバーの意見を参考に、入会可否を判断する。
- ③ 入会希望者は、様式 R008-1 に定める、「秘密保持に関する誓約書」に署名しなければならない。
- ④ 上記①～③の手続きを経て入会となる。入会金、会費は定款に定めに従う。
- ⑤ 理事の会員担当者は、会員名簿を速やかに更新する。

(2) 退会

- ① 退会希望者は、退会の意思を理事長へ文書(メール可)で伝える。
- ② 退会希望者は、様式 R008-1 に定める、「秘密保持に関する誓約書」の「退会時の誓約」欄に署名しなければならない。
- ③ 上記①～②の手続きを経て退会となる。期中での退会の場合の会費返金については定款に従う。
- ④ 理事の会員担当者は、会員名簿を速やかに更新する。

3. 秘密保持誓約書

- (1) 本細則の様式「R008-1」として、本細則に含む。
- (2) 秘密保持誓約書は、理事の組織担当者が管理する。

4. 会員管理

- (1) 理事会は、会員情報を管理、維持しなければならない。理事の会員担当者が管理する。
- (2) 事業推進上必要な会員情報を、ITC 茨城のホームページに掲載してもよい。

5. 研修会の管理

- (1) 組織は、定期的に研修会を開催する。
- (2) 研修会は、研修委員によって運営される。
- (3) 研修委員は、会員の中から正・副の研修員を選出して、各2年間の任期とする。再任も可とする。
- (4) 任期は、4月1日～3月31日のサイクルとする。
- (5) 研修委員は、理事会で承認される。

6. 規程類の作成・改訂

理事会は、ITC 茨城の規程類について下記とする。

- (1) 定款は、定款の定めに従い維持する。
- (2) 細則は、理事会にて協議のうえ新規作成及び改訂を行い、その結果を逐次会員へ周知する。細則の管理は、理事の組織担当者が行う。
- (3) その他の規程類については、理事会で定める。

7. その他

組織運営について上記に含まれない事項については、理事会の決定に従う。

附則

- 1 この細則は、理事会が管理・維持する。

改訂履歴 (改訂年月日、改訂個所を明記)

1. 2021年4月10日 制定 (初版)

特定非営利法人 ITコーディネータ茨城
理事長 大久保 賢二 殿

秘密保持に関する誓約書 (様式 R008-1)

この度、私は、特定非営利法人 IT コーディネータ茨城(以下、当法人という)の会員になるにあたり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

第1条(会員の秘密保持)

当法人の規則を遵守し、次に示される当法人の秘密情報(電磁的情報、文書情報、口頭を含む知覚情報)について、当法人の許可なく、不正に開示又は不正に使用しないことを約束いたします。但し公知の情報を除く。

- ① 当法人及び顧客に関する製品情報、技術情報、原価及び販売における価格情報
- ② 当法人の事業(支援情報、商品情報等)に関する情報
- ③ 当法人の会員及び顧客の個人情報(但し、会員情報の内、事業遂行上必要となるものを除く)
- ④ 当法人において知り得た当法人の秘密情報、及び顧客情報
- ⑤ その他、当法人が「秘密情報」として指定した情報

第2条(退会後の秘密保持)

第1条各号の秘密情報については、当法人を退会した後においても、不正に開示又は不正に使用しないことを約束いたします。退会時に、当法人との間で当該誓約書へ再誓約することに同意いたします。

第3条(損害賠償)

第2条に違反して、第1条各号の秘密情報を不正に開示又は不正に使用した場合、法的な責任を負担するものであることを確認し、これにより当法人が被った一切の被害を賠償することを約束いたします。

第4条(第三者の秘密情報)

当法人の業務に従事するにあたり、第三者が保有するあらゆる秘密情報を、第三者の事前の書面による承諾なくして当法人に開示し、又は使用若しくは出願(以下「使用等」という。)させない、当法人が使用等するように仕向けない、又は当法人が使用等しているとみなされるような行為を当法人にとらせないことを約束いたします。

第5条(第三者に対する守秘義務等の遵守)

当法人の会員になる前に第三者に対して守秘義務又は競業避止義務を負っている場合は、必要な都度その旨を当法人の理事長に報告し、当該守秘義務及び競業避止義務を守ることを約束いたします。

附則

1. 本誓約書は、2021年5月8日から現会員、及び新入会員に対して適用する。

以上

西暦 年 月 日
住所

氏名 _____ 印
(署名、又は記名・捺印)

【退会時の誓約】

西暦 年 月 日
住所

氏名 _____ 印
(署名、又は記名・捺印)